

【新設】（特別償却等の対象となる建物の附属設備）

42 の 12 の 4－3 措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項第 2 号に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、租税特別措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項第 2 号に規定する建物の附属設備の範囲について明らかにしている。
- 2 令和 7 年度の税制改正において、本制度の対象となる資産に特定機械装置等のうちその中小企業者等の特定認定に係る特定経営力向上計画に記載されたものが追加された（措法 42 の 12 の 4 ①）。
- 3 この特定機械装置等のうち、建物の附属設備については、建物と別途独立して取得又は建設（以下「取得等」という。）をするものも本制度の対象となるか、建物と同時に取得等をするもののみが対象となるか疑問が生ずる。
- 4 この点、建物の附属設備は、通常、建物と同時にその取得等が行われるものであり、また、建物から独立して効用を有するものではないこと等から、その建物本体と同時に取得等をする場合に限って本制度の対象となる。
本通達では、このことを留意的に明らかにしている。